令和2年度 わんさか大浦パーク機能強化基本設計策定業務 仕様書

1. 業務名

わんさか大浦パーク機能強化基本設計策定業務

2. 業務目的

名護市大浦にある「わんさか大浦パーク」施設と周辺区域を対象とし当該施設の観光機能の強化整備、観光客や地域住民の利便性向上につながる基本設計の作成等を行うもとのとする。

3. 業務期間

契約を締結した日~令和3年3月31日(水)

4. 業務内容

(1) 基本計画の検証

令和元年度に策定した「わんさか大浦パーク機能強化基本計画」について、 整備内容に関する機能・規模について検証を行い、設計条件の整理を行う。

(2) 現状分析・簡易測量

対象地の地形、既存施設の現状、インフラ等について現場確認するとともに、法制度等、本施設の課題解決に有効的な機能強化計画を立案するにあたって現状を分析する。現状分析にあたっては、関係機関との調整を図り、事業化にあたって実態に即した課題と解決策を整理する。

- ① 現場確認(地形、既存施設、インフラ等)
- ② 簡易測量(地形測量)
- ③ 法制度等に係る既往資料調査及び対応策
- ④ 関係機関との連絡調整、実ヒアリング施及び議事録作成
- ⑤ 上記にあげるものの他、調査実施に必要な事項

(3) 設計条件の整理及び方針設定

(1)、(2)の内容を基に、基本設計にあたっての条件を整理する。 設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をま とめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案 する。総合的な検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定する。

(4) 基本設計図の作成

基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図を作成する。

①建築基本設計図

- (1)総合 (配置図、平面図、断面図、立面図)
- (2)構造 (構造計画図)
- (3) 設備 (電気設備計画図、機械設備計画図)
- ②土木施設関係基本設計図
 - (1)造成計画図
 - (2)外構計画図

(5) 概算工事費の算出

当該基本設計図書に基づく建築工事及び土木工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。)を 作成する。

(6) 管理運営計画の検討

わんさか大浦パークの機能強化にあたり、新たに導入する機能や改善策等 を踏まえた管理運営体制や維持管理に関して計画する。

(7)事業化の検討

事業化にあたって、今後必要となる調査・設計や許認可に関する手続き等を含めた事業化スケジュールを作成する。

(8) 「わんさか大浦パーク機能強化基本設計策定委員会」の設置

本業務の実施にあたり関係者で構成する「わんさか大浦パーク機能強化基本設計策定委員会」を設置し、意見の聴収を行う。

なお、その際の対応事項を下記に示す。

- ① 委員との連絡調整
- ② 委員会配布資料の作成及び印刷
- ③ 委員会事務局の支援
- ④ 議事録の作成
- ⑤ 上記にあげるものの他、会議等の運営に必要な事項
- ※当該委員会は委員5名による3回程度の開催。うち委員が参加する県内 類似施設の事例調査を1回予定。

(9)報告書の作成

(1) ~ (8) をとりまとめた報告書を作成する。

(10) 打合せ協議

本業務の実施にあたり、市との打合せを行う。

業務開始時、中間報告、とりまとめ時を含め、必要に応じて適宜行うこと。

5. 業務要件

業務を適切かつ円滑に実施するために、基本設計策定に向けた協議・調整を始め、市関係各課や関係機関、地元と十分な協議・調整等を行うものとする。

6. 納入成果品

本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 基本設計報告書: 30部
- (2) 上記成果物に係る電子媒体 (PDF及びWord形式、CAD形式)
- (3) 打合わせ記録簿
- (4) 各種引用データ、集計データ等の成果物
- (5) その他、市が指示する資料等

7. その他

- (1) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 当委託業務により得られた成果物の著作権及び所有権は、市に帰属するものとする。ただし、当委託業務で得られた成果物において、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。
- (3) 受託者は契約遂行に必要な関係資料の貸与を市に申し出ることができる。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは、本仕様 書の記載事項に疑義が生じた場合は市と協議すること。